

しあわせの村芝生広場利活用促進事業（事業愛称：「ちょこっと Do it !」）  
企画提案募集要項

1. しあわせの村芝生広場利活用促進事業について

しあわせの村の公園施設の中で人気の芝生広場を市民の皆さま自身に活用いただくことで、より身近に感じていただくとともに、賑わいの創出や利活用の促進、新たな魅力創造・向上の一助にしていきたいと考えています。

そこで、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下、「当協会」）では、「しあわせの村芝生広場利活用促進事業（事業愛称：『ちょこっと Do it !』）」の一環で実施する企画提案について、市民の皆さまから募集しています。

2. 募集概要

(1)募集する内容

しあわせの村内の芝生広場を使ってやってみたいことや、来村された市民が気軽に参加することができ、また一緒に楽しむことができるような企画をご提案ください。

小規模なイベントや参加型のワークショップなどを自由に企画してみてください。

提案は提案者自身に企画から実施までを行っていただくこととしますが、しあわせの村は、実施に向けて打合せを行う等の事前準備や、しあわせの村ホームページや公式 SNS を通じた開催事前告知など広報面で実施をサポートいたします。

【企画提案の具体例】

- ・たくさん子どもたちと一緒に外遊びを楽しみたい
- ・野外での音楽コンサートを開いて皆さんに聞いてもらいたい
- ・自然の中で簡単な運動や健康づくりをやってみたい など

(2)利用いただく場所

しあわせの村内の芝生広場の一部を会場として実施していただきます。

会場として使用するエリアの広さは、300 m<sup>2</sup>～400 m<sup>2</sup>（15m×20m～20m×20m）程度を目安としてください。

(3)実施時期・時間

企画提案は、令和9年3月末日までに実施することを想定して提案してください。一日限りの実施、複数日にわたっての実施のいずれも可としますが、詳細なスケジュールは実施決定後の事前の協議において決定することとします。

なお、企画提案の実施決定から実施までには、日程や内容の調整、行為許可申請手続き等を行うため1～2か月程度を要することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

実施時間は10：00から17：00までの間とし、設営は8：30から、撤収については18：30までに行っていただくことと原則とします。ただし、提案内容によってはこの時間帯以外での実施を認める場合があります。（応募時の提案内容に基づきます。）

(4)応募資格

個人、団体、企業、個人事業者などどなたでも応募いただくことができます。

ただし、暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、または密接な関係を持つ個人及び団体に該当する方は応募することはできません。

(5)応募条件

応募者自身が主催者となり、提案いただいた企画内容に基づき当日のプログラムを作成・運営するとともに、参加者の安全確保等の必要な対策を講じていただきます。また、実施後の結果報告までを行っていただきます。

なお、企画提案の応募者と、プログラム編成や当日の運営を行う方が異なる場合は応募いただけません。

(6)企画提案応募にあたってのお願い

応募いただいた企画提案に関して、電子メール、電話、対面で内容の確認等をお願いする場合があります。

企画提案の実施にあたっては、神戸市都市公園条例の規定を遵守いただくとともに、当協会と事前に行う協議の中での指示に従ってください。

企画提案の実施前後のヒアリング調査の実施や、実施当日の記録写真、参加者の感想や意見等の提供にご協力いただくようお願いいたします。

3. 企画提案について

(1)応募できない企画提案

- ・ 営利や宣伝を目的としたもの  
(ワークショップを実施する際に材料費等の実費を徴収することは可)
- ・ 契約行為や個人情報の取得を目的とした勧誘等
- ・ 政治団体や宗教団体等による集会等
- ・ 芝生や設備・備品を損傷、汚損、滅失させる可能性のあるもの
- ・ 他の利用者の安全性を確保できないもの
- ・ 芝生広場の不適切な利用を助長するようなもの
- ・ 実施にあたって大型の設備等が必要となるもの
- ・ 芝生広場の広範囲を独占的に使用するもの
- ・ 火気を使用するもの
- ・ その他、公序良俗に反する内容を含むもの

(2)設備の使用について

屋外ステージなどの設備や、水道や電気の使用については、使用の目的等をふまえ、使用方法を事前に協議することとします。

(3)資材の車両による搬出入について

中央緑道や芝生広場内への車両の乗り入れは禁止となっておりますが、車両使用の目的、

車両の台数等をふまえ、可否を事前に協議することとします。

(4)企画提案実施中の注意事項

企画した提案を実施する当日は、しあわせの村芝生広場利活用促進事業として実施していることを示すため、立看板等を設置していただきます。(必要な物品は当協会が貸与します。)

(5)必要な申請手続き等について

企画提案の実施にあたっては、神戸市都市公園条例に基づき「公園施設行為許可申請」が必要となります。応募者の名義で申請書を提出いただくこととなります。

なお、本来であれば同条例の規定に基づき使用料の納付が必要ですが、本事業に基づき実施する企画提案については、減免(全額免除)されることとなっています。

(6)応募者の責任

企画提案を実施中に事故等が発生した場合や、トラブル・クレーム発生時の対応については、応募者の責任において解決していただきます。当協会は一切の責任を負いませんので、必要に応じて、参加者を対象とした傷害保険、損害保険について応募者が付保してください。

実施中及び準備・撤収作業時の安全確認、参加者の整理・誘導等につきましても、応募者の責任の下で行ってください。

4. 応募方法

エントリーシートに必要事項を記入の上、電子メール、郵送のいずれかでご応募ください。参加費を徴収(材料費等実費を徴収することは可)する場合は、営利目的ではないことを確認するため、「収支計画書(様式は任意)」をあわせて提出いただきます。

応募にあたっては、本募集要項の内容をよくごらんいただき、ご理解いただいた上でご応募ください。なお、ご応募いただく際に、募集要項の内容に同意いただき、応募資格・条件を満たしていると誓約いただいた旨を確認させていただきます。

企画提案に虚偽の内容があった場合は、既に実施を決定した場合であっても決定を取り消しますので、あらかじめご了承ください。

【書類提出先・お問い合わせ先】

(公財)こうべ市民福祉振興協会経営管理課 管理担当

メールアドレス：ryokuchi@shiawasenomura.org

住所：〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1番1号

※メールの件名、封筒表面(宛名の横)には、「企画提案応募資料」と明記ください。

お問い合わせ電話番号：078-743-8185

5. 個人情報の取り扱い等

エントリーシートに記載いただく個人情報については、当協会個人情報保護規程に基づき適切に管理いたします。また、企画いただいた提案内容及び実施決定の審査、企画提案の実施にあたってのみ使用するものとし、本事業以外の目的に利用いたしません。

## 6. 実施提案の選定

### (1) 審査の実施

応募いただいた企画提案については当協会が内容を審査し、実施の可否を決定します。  
 なお、審査にあたっては、以下の点をふまえることといたします。

審査項目	審査の着眼点
応募(実施)者 ・対象者	▷事業の趣旨・目的に合致した提案内容となっているか
	▷提案した企画や類似の企画についての実施実績があるか、または応募者の持つノウハウ等を活かした企画であるか
	▷誰を主な参加対象と想定した企画か (子ども、障がいのある方、高齢者、親子など)
公共性・公平性	▷参加料を徴収する場合であっても営利を目的としたものではないか、 また家族やグループで参加しやすい料金体系になっているか
	▷しあわせの村で実施する意義のある(ふさわしい)内容であるか
	▷市民が気軽に参加できる内容であるか
実現性	▷一般来村者の施設利用に支障を及ぼす恐れがないか
	▷実施にあたり、適切な運営人員・態勢が確保されているか
	▷一般来村者にも配慮した対策が講じられているか等円滑な実施が期待できるか
安全性	▷参加者の安全は確保されているか、また万一の事故に備えて損害保険に加入する等参加者の安心を担保できているか
将来の 展開可能性	▷しあわせの村の理念や環境を活かした内容であるか等、来村者の幅広い 関心・参加が見込めるものか
	▷応募者だけでなく他の団体等も実施できるような内容で、将来的に 一般化(事業化)の可能性のあるものか

### (2) 実施提案選定のスケジュール

応募いただいて(エントリーシートを受理して)から3週間程度で審査結果を応募者に直接通知いたします。

また、しあわせの村のホームページにおいても、実施を決定した企画提案を順次発表していく予定です。

企画提案の実施を決定した後に内容が大幅に変更となる場合には、再度審査により実施の可否を決定することとなりますので、あらかじめご了承ください。

応募いただいた企画提案に関する審査内容等について、応募者からの個別の問合せには対応いたしかねますのでご了承ください。

## 7. 企画提案実施までの流れ

企画提案の具体的な企画から実施までの間、当協会が打合せや相談に応じる形で実施を支

援いたします。ただし、具体的な支援は下記のような内容となり、金銭的な支援や実施当日の運営スタッフ派遣などの人的支援は行いません。

【支援内容】

- ・しあわせの村ホームページ、公式 SNS 等による開催告知などの広報協力（情報発信）
- ・企画内容を詳細に検討する際の打合せの実施や相談・助言（禁止事項の確認など）
- ・当協会で保有する物品の貸出 等

【企画提案実施までの流れ】

①開催の周知

開催告知（チラシデータ）の作成

②事前の準備・協議

企画内容詳細の検討、当協会との打合せ・相談

③公園施設行為許可申請手続き

公園施設行為許可申請書の作成・提出

④企画提案実施当日の運営

⑤実施後の結果報告

以上